

令和3年度第5回総会（月例）議事録

日 時	令和3年8月27日（金） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （12名）	上入來 幸一（会長） 松下 清美（会長代理） 仮屋 幸孝（運営委員） 有村 浩一 上四元 正昭 園山 一則 豊留 辰男 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫 室屋 智美
招集外委員 （7名）	有村 伊智博 岩元 節朗 弟子丸 宗一 堂免 修 鳥丸 俊秀 永尾 寛 横峯 明人
事務局	事務局長 三浦 主 幹 新地 専門員 大西、矢崎 主 査 水盛、帖地、有村、渡邊 主 事 塩田 主 任 鮫島、山本、西、平川
農政総務課	主 任 橋口
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用利用変更届出に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 8 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 9 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 10 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 8 鹿児島市の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 9 農地パトロールについて

議

長

開 会（午前10時）

定刻になりましたので、ただいまから、令和3年度第5回総会を開催いたします。

今回の総会は、事前にご案内したとおり、鹿児島市が令和3年8月18日付けで新型コロナウイルス感染拡大に伴うまんえん防止等重点措置の対象地域に指定されたことから、出席委員を縮小し、また、開催時間を短縮するため、議案の発表は行わず、補足説明のみ事務局から行うこととします。さらに、報告事項につきましては、お目通しいただくことをもって報告とさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中12人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、中村委員、福永委員をお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。

議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」及び議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、議題の審議に入って参ります。

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1ページ～2ページ 7件	
議 長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」7件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 3ページ 3件	
議 長	<p>次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。補足説明があります。谷山支局お願いします。</p>
谷 山 支 局	<p>3ページ、番号1について補足説明します。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を昭和43年ごろから事業所用地として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入支局お願いします。</p>

喜入支局	<p>番号2について補足説明します。</p> <p>申請地は喜入支所から南へ約3.6kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請人は申請地を太陽光発電施設として転用を行うものです。発電規模としましては、太陽光パネル252枚、発電出力49.5kWで約10世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。</p> <p>なお九州経済産業局からの発電設備認定の通知を受けております。また九州電力との系統に係る契約も成立していることを確認しております。</p> <p>なお、申請人は平成30年に申請地を3条取得し、アルバイトを雇うなどして耕作していましたが、アルバイトが退職したため、雇用募集を行うなど労力の確保に努めましたが、応募者がなく労力不足となり、さらに、申請人の経済状況が悪化したため、売電収入を生活費へ補填するため転用に至ったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山支局お願いします。
郡山支局	<p>番号3について補足説明します。</p> <p>申請地は郡山支所から北へ約1kmに位置する、第2種農地のその他農地に該当します。</p> <p>申請人は、令和3年2月、申請地に、自己住宅1棟、車庫1棟外を建築しました。しかし、その際に、農地転用の許可が必要であることを知らずに、建築したため、今回、始末書添付のうえ、4条申請を行い、追認許可を受けようとするものです。</p> <p>申請人に対しては、農地を転用する場合は、農地法の許可が必要なこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」3件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題 3. 農地法第 5 条許可申請に関する件 4 ページ～11 ページ 30 件	
議 長	<p>次に、議題 3 「農地法第 5 条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>11 ページ、番号 29 号につきましては、7 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、7 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>7 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（7 番委員離席後）</p> <p>補足説明があります。郡山支局をお願いします。</p>
郡 山 支 局	<p>11 ページ、番号 29 について補足説明します。</p> <p>申請地は郡山支所から西へ 2.4 km に位置する第 2 種農地その他の農地に該当します。</p> <p>受人は、新規事業として、薪の製造・販売を行うもので、その原材料置場・作業場・乾燥場等として利用するため申請するものです。</p> <p>なお、当該地は、令和 3 年 1 月 28 日付け、通路・作業場・駐車場として一時転用許可がなされ、今般、完了届出がなされました。</p> <p>しかし、通路が原形復旧されないまま、一時転用実行者・受人連名で、受人が引き続き使用する旨の申立書が添付されておりました。</p> <p>県に問い合わせたところ、農用地からの除外及び転用が可能な土地であって、一時転用から期間が空くことなく、引き続き利用するものに限っては、農地復元の実益がないため、やむを得ないとの回答でした。</p> <p>なお、期間が空く場合は、一時転用の許可条件に反するため、違反転用となるとのことです。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目直しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」番号29号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(7番委員着席後)</p>
議 長	<p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>補足説明があります。谷山支局お願いします。</p>
谷 山 支 局	<p>4ページ、番号1～3について補足説明します。</p> <p>番号1 申請人は、必要な手続きを経ずに、平成12年ごろから土地の一部に盛り土を行い通路として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>番号2 申請人は、必要な手続きを経ずに、平成2年ごろから事業所用地として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>番号3 申請人は、必要な手続きを経ずに、平成元年ごろから車両置場として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>以上の3件につきましては、代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導しました。</p> <p>続きまして6ページ、番号10について補足説明します。</p> <p>転用する面積は実測891㎡になっておりますが、北側の山林に接している部分が、崖地に面していることから、崖地規制等により実際に使用できる有効面積は538㎡であることから、一筆すべてを転用することはやむを得ないと判断したものです。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、伊敷支局お願いします。
伊 敷 支 局	<p>6 ページ、番号 1 1 について補足説明します。</p> <p>申請地は、伊敷支所から西へ約 5. 6 k m に位置する第 1 種農地で、おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、原則転用を許可できませんが、農地法施行規則第 3 3 条 4 項に定めるところの、不許可の例外である集落接続施設に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野支局お願いします。
吉 野 支 局	<p>6 ページ、番号 1 2 について補足説明します。</p> <p>申請地は、直接市道と接しておりませんが、北側の貸人宅地を「通行承諾」を得た上で、市道との接道として使用いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田支局お願いします。
吉 田 支 局	<p>7 ページ、番号 1 5 について補足説明します。</p> <p>申請地は、現地調査の際にすでに事前着工し、整地を完了していたことから、代理人を通じて、始末書の提出を求め、農地法の許可なく今後このような事が無いよう、指導を行ったところであります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入支局お願いします。
喜 入 支 局	<p>8 ページ、番号 1 7 から 2 0 について補足説明します。</p> <p>申請地は、喜入支所から南に約 1 0 0 m に位置する、第 3 種農地に該当します。</p> <p>申請地は 1 筆を 3 分筆し、渡人の子が車庫等、孫が一般住宅、子と孫の共有で通路とするため 5 条申請が提出されました。</p> <p>また、番号 1 8 については、昭和 6 0 年に、車庫 1 棟を建築しました。しかし、その際に、農地転用の許可が必要であることを知らずに、建築したため、今回始末書添付のうえ、5 条申請を行ない、追認許可を受けようとするものです。</p> <p>申請人に対しては、農地を転用する場合は、農地法の許可が必要なこと、今後はこのような事の無いよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、郡山支局お願いします。
郡 山 支 局	<p>10ページ、番号28について補足説明します。</p> <p>申請地は、郡山支所から北東へ4.3kmに位置する 第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請人は、太陽光発電設備を設置するため、申請地を購入し、転用を行うものです。</p> <p>発電施設の規模としましては、太陽光パネル360枚、発電出力49.5kWで約10世帯分の年間消費電力に相当するものです。</p> <p>なお、九州経済産業局から発電設備認定通知を受けており、また九州電力から系統連携に係る契約も承諾されております。</p> <p>11ページ、番号30について補足説明します。</p> <p>本件は、建売住宅売買となっておりますが、建売住宅建築につきましては、令和3年5月28日付けで5条転用許可済みであります。今回の申請は、その完成した建売住宅を受人が購入することによるもので 本来は許可不要です。しかし、当該地は土地区画整理事業を実施中の地域内に位置し、事業が完了するまでは、地目変更登記が出来ず農地のままであるため、所有権移転登記を行う場合は、不動産登記令（第7条第1項第5号ハ）により、農地法の許可が必要なことから、便宜的に許可を行う必要があるものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号11号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」29件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号11号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>

議題４．非農地認定に関する件 １２ページ～１４ページ ８件	
議 長	<p>次に、議題４．「非農地認定に関する件」を審議します。 お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題４．「非農地認定に関する件」８件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
議題５．農地利用変更届出に関する件 １５ページ ３件	
議 長	<p>次に、議題５．「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題５．「農地利用変更届出に関する件」３件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
議題６．農用地利用集積計画に関する件 １６ページ～４０ページ ４５件	
議 長	<p>次に、議題６．「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 ３８ページ、番号４３号につきましては、１１番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、１１番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>１１番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>（１１番委員離席後）</p> <p>それでは、番号４３号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 38ページをご覧ください。 番号43号、地目：田、面積2,649.00㎡、権利の種類：賃貸借権、設定期間6年、区分：更新。 令和3年8月31日公告予定です。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」の番号43号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。 残りの案件の審議に入ります前に、11番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(11番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの44及び先ほどの1件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の16ページをご覧ください。 「議案第6号」、令和3年8月31日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。 右側の一番下になります。 賃借権19件、31筆、27,404.00㎡。使用貸借権26件、40筆、28,919.00㎡。合計45件、71筆、56,323.00㎡です。 議案書の17ページから40ページは、農用地利用集積計画の内容です。 お目通しをお願いいたします。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 6件</p>	
議 長	<p>次に、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>申請番号3と4ですが、いずれも建売住宅となっておりますが、それぞれ何棟ずつ建てる計画ですか。</p>
農 政 総 務 課	<p>番号3ですが、住宅が5棟建つ予定です。 次に、番号4ですが、住宅が2棟建つ予定です。 以上です。</p>
9 番 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」6件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 8. 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件	
別冊資料 2 1 件	
議 長	<p>次に、議題 7. 「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 7. 「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」 1 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題 9. 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について	
別冊資料 3 6 2 件	
議 長	<p>次に、議題 7. 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」を審議します。別冊資料 3 です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 9. 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」 6 2 件につきましては、調書のとおり判定することに決定いたします。</p>
議題 8. 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について	
別冊資料 4	
議 長	<p>次に、議題 8. 「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>別冊資料4をご覧ください。</p> <p>議題10「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」でございます。</p> <p>第4回総会で、協議・決定していただいた提出意見について運営連絡会と事務局で内容を整理させていただきましたので、変更点のみご説明いたします。</p> <p>6ページをお開きください。</p> <p>第4回総会では「営農指導の徹底について」という内容で協議していただきましたところ、農薬購入に対する補助等の追加意見がございました。</p> <p>そこで、表題を「スクミリングガイの防除対策について」に改め、対策指導の徹底と農薬購入の補助の二項目に分けて意見を修正いたしました。</p> <p>以上の修正を含め、計4つの意見について承認後、9月2日に市長へ提出予定でございます。</p> <p>以上で意見書に係る説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題9、「鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について」は、原案どおり決定いたします。なお、提出にあたっては、再度文言等を運営連絡会で協議していただいて、最終のものとしたいと考えておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項、番号1から6につきましては、各自お目通しいただきますようお願いいたします。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 41ページ～43ページ 3件	
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 44ページ～46ページ 10件	
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 47ページ～54ページ 22件	
4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 55ページ 2件	
5. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料5	
6. 農地パトロールについて 別冊資料6	
議 長	<p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時30分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>・令和3年度第6回総会（月例）開催日時は、 9月28日（火）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>新型コロナ関係の状況によっては、変更の可能性もございます。また、ご連絡いたします。</p> <p>なお、この総会終了後、農業委員会だより第1回編集会議をこの場所で開催いたします。編集委員の方は、このまま残っていただきますようお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前10時35分）</p>

鹿児島市農業委員会総会

議 長

議 事 録 署 名 者

1 1 番 委 員

1 3 番 委 員